

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 公共測量の実施(三件)……………二
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………三
- ………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………五
- ………(同)……………五
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………六
- ………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八
- ………(同)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………一〇
- ………(下水道局)……………一〇

告示

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………二

●東京都告示第千六百四十七号

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社山手建物
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 瀧上 晴夫
 - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区百人町一丁目十九番二十三号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九一五六九号
 - (五) 免許年月日 平成二十二年三月二十六日
 - 二 処分年月日 平成二十六年十一月二十二日
 - 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十七年一月五日から同年二月三日まで)
 - 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号
- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社クローミングライフ
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 財前 雄輔
 - (三) 主たる事務所の所在地 文京区白山二丁目二十六番十九号ステーションランド文京白山一〇二二号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二八九九号
 - (五) 免許年月日 平成二十三年四月十五日

二 処分年月日 平成二十六年十一月二十八日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十七年一月五日から同年二月三日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千六百四十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、目黒区长から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 目黒区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 目黒区目黒及び中町各区内
- 四 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月二十日まで

●東京都告示第千六百四十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区长から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(街区多角点及び街区多角点節点測量)

三 測量の区域 練馬区西大泉六丁目、北町五丁目及び田柄四丁目各地内

四 測量の期間 平成二十六年十一月十七日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百五十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、荒川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 荒川区
- 二 測量の種類 公共測量（地籍調査（D工程）及び二級基準点成果改定）
- 三 測量の区域 荒川区地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第千六百五十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、都営村山団地（後期）建替事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都
東京都知事 舩 添 要 一
新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類
都営村山団地（後期）建替事業
住宅団地の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭和三十九年度から昭和四十一年度までに建設された都営村山団地の建替事業の一環で、平成九年度から着手している建替事業に続き、既存の都営住宅の除却と約二千四百戸の都営住宅の新築及び付帯施設の整備を行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係市長から三件の意見があり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十二月十日から平成二十七年一月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに平成二十六年十二月二十九日から同月三十一日まで及び平成二十七年一月二日を除く。

なお、平成二十六年十二月二十九日から平成二十七年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 武蔵村山市生活環境部環境課
- イ 武蔵村山市本町一丁目一番地の一
- ウ 東大和市環境部環境課
- エ 東大和市中央三丁目九百三十番地
- オ 立川市環境下水道部環境対策課
- カ 立川市泉町千五百五十六番地の九
- キ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
- ク 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階
- コ 東京都多摩環境事務所管理課
- ク 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の件数は、表1に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

| 意見等 | 件数 |
|---------------|----|
| 都民からの意見 | 0 |
| 事業段階関係市長からの意見 | 3 |
| 合計 | 3 |

都民からの主な意見と事業者の見解の概要
都民からの意見書の提出はなかった。

事業段階関係市長からの主な意見と事業者の見解の概要
事業段階関係市長である武蔵村山市長、東大和市長及び立川市長からの主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2～表4に示すとおりである。

表2 武蔵村山市長からの主な意見及び事業者の見解の概要

| 武蔵村山市長の主な意見 | 事業者の見解の概要 |
|---|--|
| <p>当市における都営村山団地(後期)建替事業に係る環境影響評価書案を確認したところ、ほぼ満足する評価でしたが、今後、該当工事の施工をした際に、工事関係車両等の稼働による騒音、振動等の公害が発生し、対象地域周辺の環境に影響を与える可能性が考えられるため、環境保全の見地から、関係法令の遵守及び公害発生の防止に努め、環境に負荷を与えない対策を講じるよう要望します。</p> | <p>建設機械の稼働による建設作業騒音・振動の発生を低減するため、以下に示す措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設機械の使用にあたっては可能な限り、低騒音型建設機械を使用します。 ○工事区域境界付近に高さ3mの仮囲いを設置し、敷地外への騒音の伝搬を抑制します。 ○除却工事においては、騒音・振動の影響が大きいと考えられるグレーカーは原則として使用しません。 ○杭工事においては、騒音・振動の影響が小さい工法(フースオーガ等)を採用します。 ○作業手順・工程の調整を図り、周辺地域の環境保全に努めます。 <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の発生を低減するため、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避します。 ○埋め戻しに使用する分の建設発生土を計画地内に仮置きすることにより、計画地外への工事用車両台数を低減します。 ○工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等を工事関係者へ周知徹底します。 <p>上記に示したとおり周辺環境への負荷の低減を図る対策を講じます。</p> |

表3 東大和市長からの主な意見及び事業者の見解の概要

| 東大和市長の主な意見 | 事業者の見解の概要 |
|--|--|
| <p>当市と武蔵村山市に隣接している地域に対し、評価書案を見ると、既存の都営住宅60棟の除去と新たな都営住宅20棟の新築、及び付帯施設の整備を行う計画となっていることから、周辺道路は必然的に交通量等が増え、工事に伴う騒音・振動・粉じんの公害を受けることになると思われ、環境保全の見地から環境に負荷を与えない対策を講じられよう要望いたします。</p> | <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の発生を低減するため、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避します。 ○埋め戻しに使用する分の建設発生土を計画地内に仮置きすることにより、計画地外への工事用車両台数を低減します。 ○工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等を工事関係者へ周知徹底します。 <p>上記に示したとおり周辺環境への負荷の低減を図る対策を講じます。</p> |

表4 立川市長からの主な意見及び事業者の見解の概要

| 立川市長の主な意見 | 事業者の見解の概要 |
|--|---|
| <p>事業の実施にあたっては、地域住民からの意見、要望について誠意をもって対応し、理解と協力を得るとともに、環境保全に万全の措置を講じられたい。</p> | <p>地域住民からのご意見、ご要望をいただいた場合には、事業計画への反映を検討した上で、その結果について丁寧な説明を行い、ご理解、ご協力をいただいたようお願いいたします。また、事業の実施に伴う環境保全に関するご指摘を講じます。</p> |

●東京都告示第千六百五十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

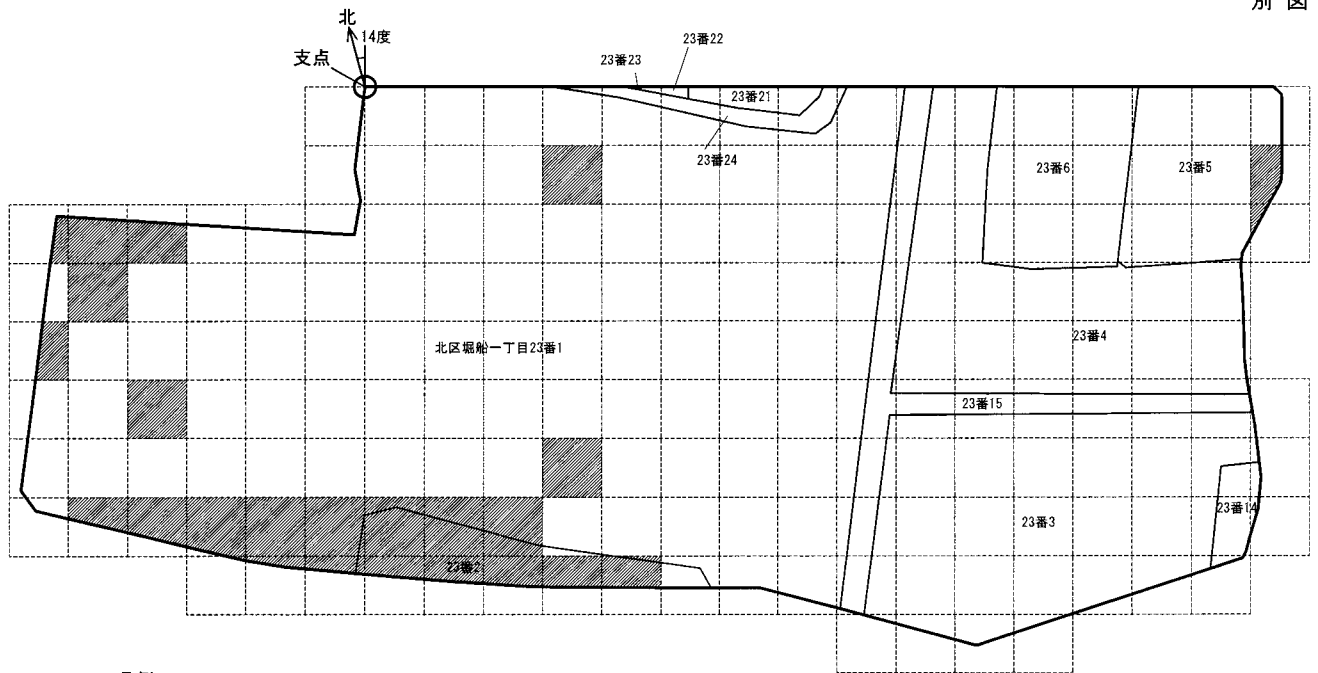
平成二十六年十二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区堀船一丁
目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
ない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及
びその化合物

別 図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

支 点

支点は、北区堀船一丁目23番1
の最北端とする。

格子の回転角度(14度)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並
びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子
を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百五十三号

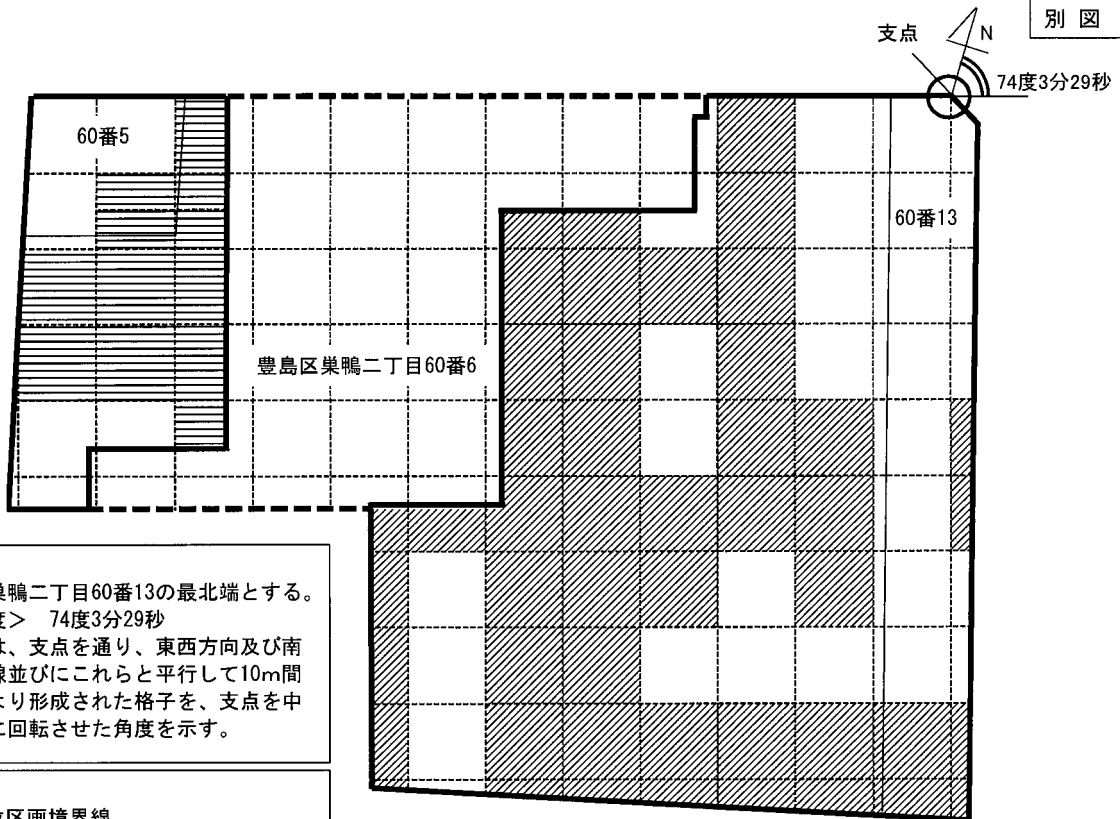
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百二十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区巢鴨二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<支点>
 支点は、豊島区巢鴨二丁目60番13の最北端とする。
 <格子の回転角度> 74度3分29秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単区画境界線
- 筆境界線
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域
- ▩ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千六百五十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。)第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 舩添 要一

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 聴覚障害、平衡機能障害、音声機能、言語機能障害及びしゃく機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Rows include 神崎 仁, 大貫 純一, 平井 良治, 武藤 奈緒子, 富山 俊一, 鈴木 聡.

2 聴覚障害及び音声機能、言語機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Row includes 辻榮 仁志.

3 肢体不自由の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Rows include 大澤 美貴雄, 三上 裕嗣, 依田 亮正, 服部 幹彦, 織茂 智之, 稲葉 彰, 阿部 智行, 島田 健, 角田 篤人, 畑中 裕己, 北川 泰久, 赤崎 安晴, 荒井 隆雄.

| | | | | | | |
|-------|------|------------|----------------------------|---------------|-----------------|-------------|
| 沼澤 洋平 | 整形外科 | 平成26年1月14日 | 医療法人財団若井医療財団若井整形外科内科病 院 | 江戸川区南小岩8-17-2 | 医療法人徳洲会東京西徳洲会病院 | 昭島市松原町3-1-1 |
| 増田 和浩 | 整形外科 | 平成26年4月1日 | 東京都立多摩総合医療センター | 府中市武蔵台2-8-29 | 日本赤十字社医療センター | 渋谷区広尾4-1-22 |

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|------|------------|--|---|----------------------------|--------------|
| 篠田 裕美 | 内科 | 平成26年7月24日 | 医療法人社団プラタナス松原アーバンクリニッ ク 医療法人社団プラタナス桜新町アーバンクリ ニク | 世田谷区松原5-34-6 世田谷区新町3-21-1 きくら ウェルガーデン2階 | 医療法人社団プラタナス松原アーバンクリニッ ク | 世田谷区松原5-34-6 |
| 井上 修一 | 内科 | 平成26年6月30日 | 医療法人社団健康文化会小豆沢病院付属高平 診療所 医療法人財団健康文化会小豆沢病院 | 板橋区高島平8-1-1 板橋区小豆沢1-6-8 | 医療法人財団健康文化会小豆沢病院 | 板橋区小豆沢1-6-8 |

5 心臓機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|-------|-----------|--------------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 横山 仁 | 内科 | 平成26年6月1日 | 医療法人社団玲瓏会金町中央病院 | 葛飾区金町1-9-1 | 医療法人社団済生会東京洗誠病院 | 足立区西新井栄町1-17-25 |
| 中條 能正 | 外科 | 平成26年4月1日 | 医療法人社団城東昭和会東京さくら病院 | 江戸川区東篠崎1-11-1 | 医療法人財団桜会桜会病院 | 足立区千住桜木2-13-1 |
| 織内 春明 | 循環器内科 | 平成26年4月1日 | 医療法人社団大坪会北多摩病院 | 調布市調布丘4-1-1 | 虎の門病院 | 港区虎ノ門2-2-2 |

6 腎臓機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|------|-----------|----------|---------------|-----------------|-------------|
| 若林 麻衣 | 腎臓内科 | 平成26年4月1日 | 東京都立広尾病院 | 渋谷区恵比寿2-34-10 | 東京医科歯科大学医学部附属病院 | 文京区湯島1-5-45 |

7 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|------|-----------|------------------------------|------------------------------|---------------|-------------|
| 白山 才人 | 外科 | 平成26年4月1日 | 立正佼成会附属佼成病院 医療法人財団慈生会野村病院 | 中野区弥生町5-25-15 三鷹市下連雀8-3-6 | 医療法人財団慈生会野村病院 | 三鷹市下連雀8-3-6 |

8 肝臓機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|-------|-----------|---|------------------------------|-------------|---------------|
| 清水 雅文 | 内科 | 平成26年4月1日 | 医療法人財団アドベント会東京衛生病院附 属救急通りクリニック 医療法人財団アドベント会東京衛生病院 | 杉並区天沼3-17-3 杉並区天沼3-17-3 | 立正佼成会附属佼成病院 | 中野区弥生町5-25-15 |
| 奥芝 眞彰 | 消化器内科 | 平成26年4月1日 | 東京高輪病院 医療法人社団昌医会西昌医会病院 | 港区高輪3-10-11 江戸川区東葛西6-30-3 | 東京高輪病院 | 港区高輪3-10-11 |

9 音声機能、言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|------|-----------|----------|----------|----------------|-------------|
| 長田 高志 | 神経内科 | 平成26年4月1日 | 慶徳義塾大学病院 | 新宿区信濃町35 | 国家公務員共済組合会立川病院 | 立川市細町4-2-22 |

10 肢体不自由及び呼吸器機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|------|-----------|---------------|-------------|---|--|
| 原 まさ子 | 内科 | 平成26年4月1日 | 医療法人財団順和会山王病院 | 港区赤坂8-10-16 | 東京女子医科大学附属藤原病リウマチ痛風セン ター分室 医療法人社団聖桜会サクラピアクリニック 東京女子医科大学附属青山病院 東京女子医科大学附属藤原病リウマチ痛風セン ター | 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSピ ル4階 世田谷区成城8-22-1 サクラピ ア成城4階 港区北青山2-7-13 新宿区河田町10-22 |

11 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|------|-----------|-----------------|------------|-------------|-------------|
| 堀江 重郎 | 泌尿器科 | 平成26年7月1日 | 順天堂大学医学部附属順天堂医院 | 文京区本郷3-1-3 | 帝京大学医学部附属病院 | 板橋区加賀2-11-1 |

12 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|--------|------|-----------|--------|----------------|--------|--------------|
| 村田 祐二郎 | 外科 | 平成26年4月1日 | 東京通信病院 | 千代田区富士見2-14-23 | 河北総合病院 | 杉並区阿佐谷北1-7-3 |

13 平衡機能障害、音声機能、言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|------|------------|---------------------|-------------------------------|----------|---------------|
| 岸田 修二 | 神経内科 | 平成26年6月19日 | 医療法人社団静美会駒込かせだクリニック | 文京区本駒込4-19-16 タウン ハイム本駒込1階 | 東京都立駒込病院 | 文京区本駒込3-18-22 |

14 音声機能、言語機能障害、そしやく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|----------------|-----------|--------------------|--------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 原 行弘 | リハビリテーショ ン科 | 平成26年5月1日 | 日本医科大学付属病院 | 文京区千駄木1-1-5 | 医療法人社団永生会永生病院 医療法人社団永生会永生クリニック | 八王子市鶴田町383-15 八王子市鶴田町588-17 |
| 上久保 毅 | リハビリテーショ ン科 | 平成26年7月1日 | 独立行政法人国立成育医療研究センター | 世田谷区大蔵2-10-1 | 東京女子医科大学病院 | 新宿区河田町8-1 |

15 腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|------|----------------|-----------|-------------------------------------|-------------------------------|------------------|-----------------|
| 木原 優 | 消化器外科・移植 外科 | 平成26年7月1日 | 東京医科大学八王子医療センター 医療法人社団徳成会八王子山王病院 | 八王子市館町1163 八王子市中野山王2-15-16 | 医療法人社団徳成会八王子山王病院 | 八王子市中野山王2-15-16 |

16 音声機能、言語機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当する医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 変更年月日 | 変更後 | 所在地 | 変更前 | 所在地 |
|-------|------|-----------|--------------------|---------------|--------|--------------|
| 東海林 豊 | 外科 | 平成25年4月1日 | 医療法人社団城東昭和会東京さくら病院 | 江戸川区東篠崎1-11-1 | 高砂協立病院 | 葛飾区高砂3-27-13 |

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 視覚障害の診断を担当していた医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 辞退年月日 | 医療機関 | 所在地 |
|--------|------|------------|------------------|--------------|
| 藤田 研太郎 | 眼科 | 平成26年3月31日 | 医療法人社団大坪会小石川東京病院 | 文京区大塚4-45-16 |

2 肢体不自由の診断を担当していた医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 辞退年月日 | 医療機関 | 所在地 |
|-------|----------------|------------|------------------|---------------|
| 平井 浩哉 | リハビリテーショ ン科 | 平成21年5月10日 | 医療法人財団厚生協会東京足立病院 | 足立区保木間5-23-20 |
| 大岡 久雄 | 内科 | 平成26年7月16日 | 医療法人社団久延会大岡医院 | 足立区千住旭町39-1 |

第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

1 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当していた医師

| 医師氏名 | 診療科名 | 死亡年月日 | 医療機関 | 所在地 |
|--------|---------|-----------|-----------------|-------------|
| 八重樫 寛治 | 大腸・肛門外科 | 平成25年3月5日 | 東京医科歯科大学医学部附属病院 | 文京区湯島1-5-45 |

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年十一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 team Timberize
- 三 代表者の氏名
腰原 幹雄
- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区内藤町一丁目七番地 ケンジントンコー ト三〇三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「木」を新しい材料として捉え、木を用いた建築、土木構造物、その他製造物の技術やデザインの新しい可能性を模索、構築し、社会に広く提案することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年十一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本介護レスキュー
- 三 代表者の氏名
田中 肇
- 四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区砧七丁目六番十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者施設で介護を受け生活することを希望する高齢者やその家族を対象に、高齢者施設のサービス内容や入居契約等に精通した専門家が、入居に関する個別相談事業や啓発教育事業及び施設紹介事業を通じ、入居を希望する高齢者本人やその家族の希望にそつた高齢者施設への入居を支援し、幸福な地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年十一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ing本郷
- 三 代表者の氏名
長谷川 大
- 四 主たる事務所の所在地
東京都文京区本郷四丁目三十六番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、本郷地区における諸地域活動の支援及び

各種イベント等を企画、立案、実行し、地域住民の生活基盤である商店街の活性化を支援するとともに、当該地域の街づくり及び地域経済の発展に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年十一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほんぼこ
- 三 代表者の氏名
大淵 和子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市大和田町二丁目二十番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持って生まれてきた子どもたちの乳幼児から成年に至るまでの幅広い年齢を対象とし「和太鼓」を軸にした表現活動を通じて自らやりたくなる気持ち、情緒の安定、表現をする喜びを培いながら、身体機能の向上、学習意欲を高めながら自立発達を促す活動を行う。

また、公演活動を通じて地域社会の人々との交流を図りながら、その活動が生涯にわたつての生きる喜びであり、生きがいとなるよう支援していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年十一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称

| | | |
|---|--|--|
| <p>三 特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田 代表者の氏名 守屋 実</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都町田市大蔵町五百五十番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、総合型地域スポーツクラブ（町田ゼルビアスポーツクラブ）の運営を通じ、性別、年齢、障害の有無に関わらず全ての地域住民を対象として、サッカーを中心とするスポーツの啓発普及、及び競技者、指導者等の育成を図り、また、スポーツ施設の整備等をはじめとするスポーツ環境の発展向上に寄与することにより、青少年の健全育成、健康の保持増進、及び地域の活性化に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年十二月十日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人こどもの遊びと育ちをささえる会・狛江 代表者の氏名</p> | <p>岡本 千栄子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都狛江市駒井町一丁目四十一番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、冒険遊び場（別称プレーパーク、禁止事項を極力少なくした子どもを中心とした遊び場のこと）の運営を通じて、子どもの主体性を重視した外遊びを推進し、また、子どもの遊びと育ちをささえる事業を通じて、赤ちゃんから青少年とその保護者、その他広く一般市民が交流する場を作り、子どもがいきいきと育つまちづくりを目指すことを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東日本大震災を風化させない会・100通りのありがとう</p> <p>三 代表者の氏名 小林 清三郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都荒川区荒川四丁目二十五番八号 サウルスマン シヨン3町屋壱番館一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、二〇一一年三月十一日に勃発した未曾有の大災害である東日本大震災の記録を演劇や音楽という芸術を通じ、ミュージカルや舞台映像で後世に語り継ぎ、大災害の記憶が風化しな</p> | <p>い様に日本のみならず世界各国へ発信し、人々の心に遺していくことにより、被災地の復興支援及び防災にも役立てることを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハッピーマイレージ</p> <p>三 代表者の氏名 鴨頭 嘉人</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区東池袋一丁目三十一番十号 ドミール池袋三三四号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、サービスマンに携わっている人、お客様としてサービスマンの人と関わる一般市民を対象として、理念共有のための定期的なミーティングや、執念イベントを開催。お客様からサービスマンに携わる人を承認する活動を推進するための仕組みの開発、SNSやメディア等利用した普及啓発に関する、地域や学校での講演会や理念共有ミーティング開催による教育に関する事業を通じて、地域の環境の改善に努めることで、感謝の気持ちや激励の言葉を伝えることが当たり前になる環境社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> |
|---|--|--|

特定非営利活動法人オニバスの種

代表者の氏名

草刈 智のぶ

四 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市前沢二丁目一番三十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、地域の人々と共に子育て中の親、子どもたちが、安全に健やかで、心豊かに過ごせるための町づくりを目指す。そのため、児童・青少年の自立支援の事業や居場所の提供に関する事業を行い、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人家屋調査による地域の住環境改善支援協会

三 代表者の氏名

本間 政樹

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市森野三丁目三番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、地震や異常気象の不安解消のための家屋調査をはじめとした講習会、土地・建物に関する亀裂・劣化等の調査研究、小区画地域の家屋調査及びアンケート事業を通じて、小区画地域の住環境と避難環境の改善に努めることで、持続生活と

避難の調和がとれた地域環境社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十二月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名

(仮称)ビーバープロ町田木曾店
町田市木曾西三丁目二十六番七号

二 店舗所在地

設置者名
株式会社三和ホールディングスほか一名

設置者住所
町田市森野五丁目十八番二号

小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ビーバートザン

新設をする日
平成二十七年七月二十九日

店舗面積の合計
二千二十二平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数
店舗北東側 八十五台

九 駐輪場の位置及び収容台数
店舗北側 十五台

十 荷さばき施設の位置及び面積
店舗北側 五十平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗北側 十・七九立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻
午前六時三十分

十三 小売業を行う者の閉店時刻
午後八時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時から午後八時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所 店舗北東側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後九時まで

十七 届出日
平成二十六年十一月二十八日

十八 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間
平成二十六年十二月十日から平成二十七年四月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十六年十二月十日

東京都下水道局長 松田 芳和

一 事業所の所在地を変更した事業者

| 受理年月日 | 指定番号 | 商号又は名称 | 新事業所所在地 | 旧事業所所在地 |
|------------|------|--------------|-----------------|-------------------------|
| 平成二十六年十月八日 | 五二〇九 | 株式会社 エムティ ケー | 足立区綾瀬三丁目七番二号 クー | 足立区綾瀬三丁目七番二号 |
| 同日 | 三六一六 | 森井工業所 | 練馬区桜台二丁目四十番三号 | 杉並区高円寺北一丁目二番五号 |
| 同日 | 四二五五 | 株式会社 東設 | 豊島区要町三丁目三十番二号 | 豊島区西池袋五丁目十八番五号 |
| 平成二十六年十月二日 | 四七六三 | 株式会社 森田工務店 | 中央区東日本橋三丁目二番四号 | 中央区日本橋馬喰町一丁目四番三号 共栄ビル四階 |
| 同日 | 四九三八 | 小川設備企画 | 西東京市住吉町五丁目五番三号 | 東村山市恩多町四丁目一番八号 |
| 同日 | 三〇〇一 | 株式会社 不二テック | 練馬区豊玉中一丁目十七番三号 | 練馬区土支田四丁目六番十八号 |

二 代表者を変更した事業者

| 受理年月日 | 指定番号 | 商号又は名称 | 新代表者名 | 旧代表者名 |
|------------|------|--------------|-----------------|--------------------|
| 同日 | 四八九〇 | 有限会社 大翔設備 | 墨田区業平三丁目四番二号 | 墨田区業平二丁目五番十一号 一〇二号 |
| 同日 | 四八九五 | 野沢設備 | 西東京市北原町一丁目二十番六号 | 杉並区善福寺二丁目一番七号 |
| 平成二十六年十月二日 | 四三六八 | 豊和工業株式会社 | 島崎 大祐 | 高田 俊貴 |
| 同日 | 三四四八 | 蒲原燃料住宅設備株式会社 | 石井 義秀 | 石井 清 |
| 同日 | 三五七七 | 株式会社 クリーン工業 | 小曾根隆義 | 平沼 荘司 |
| 同日 | 四二八〇 | 有建設株式会社 | 國枝 俊哉 | 二瓶 輝久 |
| 平成二十六年十月二日 | 二七七〇 | 日本総合住生活株式会社 | 帆刈 均 | 岩中 徹夫 |
| 同日 | 四〇二五 | 有限会社 コブネ管工 | 小船 聡 | 小船 勝美 |
| 平成二十六年十月三日 | 三二二八 | 有限会社 鈴木設備工業所 | 鈴木 真一 | 鈴木 芳夫 |

十日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十六年十二月十日

東京都下水道局長 松田 芳和

一 指定した事業者

| 指定番号 | 商号又は名称 | 代表者 | 事業所所在地 |
|------|--------------|-------|-------------------|
| 五二一八 | アイリス・ワークス | 春山 幸博 | 目黒区目黒本町六丁目十二番二十号 |
| 五二一九 | しまぬき設備株式会社 | 嶋貫 一成 | 武蔵村山市学園一丁目八十三番地の十 |
| 五二二〇 | 株式会社 フェューチャー | 福田 秀徳 | 小平市学園東町三丁目三番十五号 |
| 五二二一 | 桜設備 | 橋本 剛 | 世田谷区桜丘三丁目十九番八号 |

二 指定年月日
平成二十六年十一月十八日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002